（財務諸表の様式）

第五条　会社は、別表第一の様式により財務諸表を、別表第二の様式により連結財務諸表をそれぞれ作成しなければならない。

2　会社は、連結財務諸表を作成したときは、当該事業年度終了後三月以内に連結貸借対照表及び連結損益計算書を財務大臣に提出しなければならない。

（附属明細書の様式）

第六条　会社は、別表第三の様式により附属明細書を作成しなければならない。

（財産目録の内容）

第七条　財産目録は、毎事業年度末日現在における会社（連結子会社を除く。）の資産及び負債の状況を明らかにするため、その名称、価額その他必要な事項を貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して表示するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（開始貸借対照表における評価・換算差額等の取扱い）

第二条　第五条の規定にかかわらず、会社の会社法（平成十七年法律八十六号）第四百三十五条第一項に規定する成立の日の貸借対照表において、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）及び繰延ヘッジ損益（ヘッジ手段（資産又は負債に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益又は時価評価差額であって、ヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産又は負債をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられているものをいう。）の借方残高がある場合はこれを資産とみなし、貸方残高がある場合は負債とみなす。

別表第一（第５条関係）

第１号様式

第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		ロールマネー	
現金		売現先勘定	
預け金		借用金	
ロールローン		借入金	
買現先勘定		社債	
買入金銭債権		その他負債	
金銭の信託		未払費用	
有価証券		前受収益	
国債		金融派生商品	
地方債		リース債務	
短期社債		資産除去債務	
社債		その他の負債	
株式		賞与引当金	
その他の証券		役員賞与引当金	
貸出金		退職給付引当金	
証書貸付		役員退職慰労引当金	
その他資産		その他の引当金	
前払費用		支払承諾	
未収収益		負債の部合計	
金融派生商品		（純資産の部）	
その他の資産		資本金	
有形固定資産		資本剰余金	
建物		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
リース資産		利益剰余金	
建設仮勘定		利益準備金	
その他の有形固定資産		その他利益剰余金	
無形固定資産		○○積立金	
ソフトウェア		繰越利益剰余金	
リース資産		株主資本合計	
その他の無形固定資産		その他有価証券評価差額金	
支払承諾見返		繰延ヘッジ損益	
貸倒引当金	△	評価・換算差額等合計	
投資損失引当金	△	純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑤　退職給付引当金の計上方法